

(目的)

第1条 この事業は、市内の事業者が実施する広告宣伝事業に要する費用（以下「広告費用等」という。）を助成することにより、メディア等での宣伝、露出を促進し、観光情報の発信、市内への観光誘客を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱に基づき、助成の対象となる者は、次のすべてに該当する者とする。

- (1) 市内に主たる販売所、事務所、営業所等の拠点を有する中小企業者等。
- (2) 自然、歴史、食など安来市の魅力的な地域資源を活かした有料サービス等を提供している者。または、安来市観光協会が特に観光誘客に資する事業者と認める者。

2 当該年度内にこの要綱に基づく助成金の決定または支払いを受けている者は対象としない。

(対象事業)

第3条 この要綱に基づき、助成の対象となる事業は安来市の魅力的な地域資源を活かした有料サービス等を広告宣伝する事業とし、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 販促用チラシによるPR事業（作成、ポスティング、送付等）
- (2) 販促用PR事業（マスコミ媒体での広告、ウェブサイトでの広告等）
- (3) その他、安来市観光協会が目的に資すると認める事業。

2 以下の各号のいずれかに該当する事業は助成対象としない。

- (1) 増収増益を目的としない広告宣伝事業。
- (2) 申請年度内に完了しない事業。
- (3) 市内への観光誘客に効果的と認められない事業。
- (4) その他、安来市観光協会が適当と認めない事業。

(助成対象経費及び額)

第4条 この要綱に基づく広告費用等の対象経費は、前条第1項の事業実施に直接必要なものとする。

- 2 助成額は対象経費に5分の4を乗じた額とし、これに千円未満の端数を生じる場合はこれを切り捨てた額とする。
- 3 助成額は20万円を上限とする。
- 4 同一の広告宣伝事業に他の機関から助成金等を受ける場合は、助成額を調整する。

(助成予算)

第5条 この要綱に基づく広告費用等の助成は、安来市観光協会の定める予算の範囲内とする。

(申請)

第6条 助成を受けようとする者は、事業実施前に広告宣伝費支援申請書(様式第1号)に、必要な事項を記入し、概要がわかる企画書を添えて、安来市観光協会に提出しなければならない。

(助成の決定)

第7条 安来市観光協会は、前条による申請があった場合は、内容を審査し、助成を決定したときは、広告宣伝費支援決定通知書(様式第2号)により助成決定者に通知する。

(助成決定内容の変更)

第8条 助成決定者は、広告宣伝費支援申請書及び添付資料の内容に変更が生じた場合は、すみやかに安来市観光協会へその内容を申し出ること。

2 安来市観光協会は、変更の内容に応じて、支援決定の内容の変更等の手続きを行う。

(実績等の報告)

第9条 助成決定者は、広告宣伝完了後に速やかに広告宣伝費支援実績報告書兼経費報告書(様式第3号)に必要な書類を添えて安来市観光協会に提出しなければならない。

(助成金の支払い)

第10条 安来市観光協会は、前条による広告宣伝費支援実績報告書兼経費報告書の提出を受けた場合、必要な検査を行い、内容が適正であると認めるときは、助成額を確定し、広告宣伝費支援助成金確定通知書(様式第4号)により助成決定者に通知するとともに、速やかに助成金を支払うものとする。

(助成決定の取り消し)

第11条 安来市観光協会は、助成決定者が以下のいずれかに該当する場合は、助成決定者の許諾にかかわらず、助成の決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 企画書等の提出書類に虚偽の記載が判明したとき。
- (3) 安来市観光協会の求める書類等の提出をされないとき。

(雑則)

第 12 条 この要綱に定めのない事項については、安来市観光協会が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 8 月 1 5 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 3 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。